

Diet & Beauty Fair 2025 WELLNESS & BEAUTY TECH 2025

出展予定の企業様へのご注意

当展示会のご出展にあたり下記事項にご注意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<注意事項>

- ◆ 出品する製品に関する広告表現については、薬機法（医薬品医療機器等法）、優良誤認表示（景品表示法）、健康増進法、独占禁止法などにおいて規制されております。広告表現に関する法規などを理解し、抵触しないよう十分注意してください。
- ◆ HIFU という「高密度焦点式超音波」や、それに類する人の細胞を破壊する機器を医師以外の方が使用することは医師法に抵触します。医療関係者以外には販売・取引・プロモーションはできません。
- ◆ エステティックサロンで使用する業務用機器は、家庭用機器と異なり、正しい使用方法、メンテナンス知識をもつエステティシャンが使用するものです。消費者自身に施術を行わせる行為は、有害事象の発生につながり、導入施設、機器を貸与した企業の管理責任を問われる事がございます。そのため、事業者が施設および業務用美容機器を提供し、消費者の自己責任の下で機器の使用を行わせるいわゆるセルフエステでの利用を目的とした来場者などには販売・取引・プロモーションはできません。
- ◆ アートメイクは人の皮膚に針等で色素を入れるものであり、日本では医師免許を有しない者が業として行えば医師法違反にあたるため、展示・販売及び施術は一切行わないでください。

<詳細は下記QRをご確認ください>

【参考】

- ・ 広告表現の法令順守及び薬機法関連



- ・ （公財）日本エステティック研究財団
（エステティック機器の安全確保）



- ・ 厚生労働省 医師免許を有しない者が行った高密度焦点式超音波を用いた施術について



<問合せ先>インフォーマ マーケッツ ジャパン（株）ダイエット&ビューティ事業部

TEL03- 5296- 1013 FAX03- 5296- 1018 E-mail:d-expo-jp@dietandbeauty.jp